

事務連絡
令和7年12月5日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県情報政策担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市情報政策担当課

御中

総務省自治財政局地方債課
総務省自治財政局公営企業課
総務省自治行政局地域DX推進室

デジタル活用推進計画の追加提出について（周知）

令和7年度地方債同意等基準（令和7年総務省告示第135号）等に定めるデジタル活用推進事業債等については、下記のとおり、デジタル活用推進計画の追加提出を受け付けますので、各地方公共団体におかれでは、適切に対処されるようお願いします。

なお、都道府県におかれでは、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1. 提出期限

令和8年1月9日（金）

2. 提出先及び提出方法

総務省自治行政局地域DX推進室に電子メールにより提出

3. その他

- ・デジタル活用推進計画は、別添1の様式を用いて作成すること。また、デジタル活用推進計画の作成に当たって参考になる資料を別添2にまとめているので適宜参照すること。
- ・デジタル活用推進計画提出後の手続きについては、「デジタル活用推進事業債等の取扱いについて（周知）」（令和7年4月1日総務省自治財政局地方債課、総務省自治財政局公営企業課、総務省自治行政局地域DX推進室事務連絡）「3. デジタル活用推進事業債等における手続き」の内容に従うこと。
- ・令和7年度に起債予定の事業に係るデジタル活用推進計画を対象とするものであり、令和8年度に起債予定の事業に係るデジタル活用推進計画については、来年度提出すること。

【お問合せ先】

総務省自治行政局地域DX推進室

担当：松葉、高村

メール：gyousei_dx@soumu.go.jp

TEL : 03-5253-5586